

日本商工会議所 活動紹介

(資料2－①)

東日本大震災からの「復興・創生」に関する要望 ～地域経済の再生と創造的復興の実現に向けて～ 【概要】

2022年2月17日
日本商工会議所

【発災から11年を迎える「創造的復興」に本格的に取り組む段階にある】

- 東北の域内GDPの回復、「復興道路・復興支援道路」の全線開通
- 「福島イノベーション・コースト構想」をはじめとした国家的プロジェクトの進展

【被災地の事業者は依然厳しい経営環境に置かれている】

- 震災後の人口減少、度重なる自然災害、コロナ禍による消費低迷・人流抑制
- 不漁・魚種の変化による原材料不足、根強く残る風評、日本産食品等への輸入規制
- 経営再建・事業継続に向けた支援を行うとともに、新事業展開や販路開拓等、ビジネスモデルの転換を後押しする必要がある。

【ALPS処理水の海洋放出への対応が急務である】

- 新たな風評発生が復興の妨げとなることを強く懸念する声が寄せられている。
- 国は、地域や事業者の声に丁寧に耳を傾け、責任をもって風評対策の徹底、迅速かつ適切な賠償の実現に取り組むべきである。

【廃炉や除去土壤の処分など長期的課題が残されている】

- 原発事故の完全な収束に向け、国が前面に立って、着実に取り組みを進めるべきである。

国においては、第2期復興・創生期間における

「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」
との理念のもと、以下の要望項目の実現に向けて尽力されたい。

I. 被災地の創造的復興に向けた取り組みの推進

1. 持続的な経営基盤の構築に向けた取り組み支援
2. 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）処分による風評への対応
3. 先端技術の研究開発拠点の整備・利活用促進

II. 原子力災害の収束に向けた取り組みの推進

1. 着実な廃炉の実現と除去土壤の早期搬出
2. 被害実態に合った原子力損害賠償の着実な履行
3. 企業立地の促進による産業集積・雇用創出

III. 産業・生業の再生

1. 農林水産業の販路回復・拡大支援
2. 風評払拭および諸外国による日本産食品等への輸入規制早期撤廃
3. 観光振興による交流人口拡大
4. 産業の原動力である人材確保への支援
5. 自立に向けた資金繰り円滑化と補助金の継続および運用の弾力化

IV. インフラの整備・利活用促進による創造的復興の実現

1. 道路網の整備促進
2. 鉄道網の整備促進
3. 空港の整備・利用促進ならびに地方路線の維持拡充
4. 港湾等の整備促進

I . 被災地の創造的復興に向けた取り組みの推進

[3]

1. 持続的な経営基盤の構築に向けた取り組み支援

- 水産業、観光、商業等は、震災からの回復の遅れに加え、コロナ禍により危機的な経営状況に置かれている。
- 創造的復興の実現には、コロナ禍で顕在化した経営上の課題解決に向け、取り組むことが不可欠である。

【要望事項】

- 当面の事業継続支援および新事業展開・販路開拓等、事業者の前向きな挑戦の後押し
- 円滑な事業継承による技術やノウハウの継承、雇用の維持・拡大支援 等

2. 多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)処分による風評への対応

- ALPS処理水の処分問題は、創造的復興の大きな足枷となる。
- 新たな風評の発生が、東北の地域ブランド全体を毀損し、復興の妨げとなることを強く懸念する声が寄せられている。

【要望事項】

- 風評による影響を最大限抑制するよう、徹底した対策を講じること
- 迅速かつ適切な賠償が行われるよう、国が前面に立って対処すること 等

3. 先端技術の研究開発拠点の整備・利活用促進

- 復興需要の縮小後も持続的な地域経済を実現するためには、新産業の創出・集積等の加速化が必要。
- あわせて、地元企業の参画や产学研官連携の促進が不可欠である。

【要望事項】

- 福島イノベーション・ココスト構想の推進、福島国際研究教育機構の早期整備 等
- 再生可能エネルギーの活用推進、国際リニアコライダー（ILC）の誘致 等

Ⅱ．原子力災害の収束に向けた取り組みの推進

[4]

1. 着実な廃炉の実現と除去土壌の早期搬出

- 風評を払拭し、不安のない経済活動を推進するうえで、廃炉の実現は必須。
- 廃炉・除去土壌処分は、長期的対応が必要であり、国が前面に立って着実に進めるべきである。

【要望事項】

- 全世界の英知と技術を結集した廃炉の実現
- 中間貯蔵施設の整備促進および除去土壌の仮置場等からの早期搬出 等

2. 被害実態に合った原子力損害賠償の着実な履行

- 東京電力による、将来分一括損害賠償後の請求に対する支払いは極めて少なく、確認にも時間を要している。
- 国においては、被害の実態に見合った賠償が着実になされるよう、東京電力へ強力に指導されたい。

【要望事項】

- 賠償について、運用基準や事例を公表・周知するなど、被害事業者に分かりやすく説明されること
- 手続きの簡素化により、被害事業者の負担を軽減させること 等

3. 企業立地の促進による産業集積・雇用創出

- 復興需要の縮小や深刻な人手不足など、被災地の企業を取り巻く状況は依然厳しい。
- 事業再建、販路開拓、人材確保の支援など、事業者の自立に向けた取り組みの拡充が不可欠である。

【要望事項】

- 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」等の継続・拡充
- 「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」等の継続・拡充 等

III. 産業・生業の再生

[5]

1. 農林水産業の販路回復・拡大支援

- 農林水産業の経営基盤強化に向け、競争力強化のための経営支援が重要となる。
- 特に水産業は、販路喪失や漁獲量減少・魚種変化、消費低迷等、厳しい状況に置かれている。

【要望事項】

- 产学連携等による内陸型養殖施設の整備支援
- 加工魚種の転換に必要な設備導入、商品開発・販路開拓への支援 等

2. 風評払拭および諸外国による日本産食品等への輸入規制早期撤廃

- 農林水産業等を中心に風評被害が継続している。
- 主要な輸出先である香港・中国・韓国をはじめ14の国・地域で日本産食品等への輸入規制が続いている。

【要望事項】

- リスクコミュニケーションの推進、科学的根拠に基づく情報発信強化、諸外国への規制解除の働きかけ強化 等

3. 観光振興による交流人口拡大

- 観光の回復期を見すえ、東北の観光魅力のポテンシャルを最大限に發揮する取り組みが必要である。

【要望事項】

- 地域の観光マネジメント体制の強化・広域連携への支援、デジタル技術活用支援 等

4. 産業の原動力である人材確保への支援

- 人手不足や雇用のミスマッチ解消に資する取り組み、デジタル活用やIT機器導入による業務効率化への支援が必要である。

【要望事項】

- インターンシップ事業等地元就職推進、東北へのU I Jターンの推進、外国人材のマッチング機会提供 等

5. 自立に向けた資金繰り円滑化と補助金の継続および運用の弾力化

- 事業者は、事業計画や返済計画の見直しを余儀なくされる等厳しい経営環境に置かれている。
- 補助金を活用し導入した施設等の処分制限が事業者の前向きな取り組み等の妨げとなっている。

【要望事項】

- 返済期間の延長等、資金繰りの円滑化に対する支援
- 補助金の継続および弾力的な運用 等

IV. インフラの整備・利活用促進による創造的復興の実現

[6]

- 創造的復興の実現に向け、鉄道・空港・港湾・漁港等の各種インフラが有機的につながる「広域経済交流圏」を構築し、東北経済の活性化を進めることが重要。
- 昨今の激甚化・頻発化する自然災害へ備える国土強靭化への対応も求められる。

1. 道路網の整備促進

【要望事項】

- 沿岸部の物流を担う三陸沿岸道路のトイレ・休憩エリア等の施設整備
- 高規格幹線道路（高速自動車国道、一般自動車専用道路等）・地域高規格道路の整備促進
- 一般国道事業の整備促進

2. 鉄道網の整備促進

【要望事項】

- 国が基本計画に掲げた東北エリアにつながる新幹線路線の整備促進
- 震災後の自然災害等により不通となっている鉄道路線の早期復旧 等

3. 空港の整備・利用促進ならびに地方路線の維持拡充

【要望事項】

- 東北の各空港の既存路線維持と航空需要喚起に向けた支援
- ビジネス目的の渡航者向け P C R センターの東北地方への設置やビジネストラック協議対象国の大拡大 等

4. 港湾等の整備促進

【要望事項】

- 各港湾における災害等緊急時の物流機能確保に向けた連携体制の強化
- 機能強化に向けた防波堤、耐震強化岸壁等の整備推進 等

東日本大震災からの「復興・創生」に関する要望

～地域経済の再生と創造的復興の実現に向けて～

2022年2月17日
日本商工会議所

東日本大震災の発災から11年を迎えようとしている今、いよいよ「創造的復興」に本格的に取り組む段階に入っている。

東北の域内GDPは、復興需要の後押しや製造業をはじめとする企業立地が進んだこと等により、震災前の水準を超えるまでに回復した。

また、2021年12月に、復興のリーディングプロジェクトである「復興道路・復興支援道路」が全線開通したことにより、物流の円滑化、企業立地の促進、観光等の人流活性化といった効果が大いに期待される。

加えて、「福島イノベーション・コスト構想」をはじめ、東北各地に先端技術研究、新産業の創出・集積に向けた新たな国家的プロジェクトが計画されるなど、復興の歩みを加速させる拠点整備が進められている。

一方で、被災地の事業者は発災以降、復興支援策を活用しつつ、被災施設の復旧やサプライチェーンの回復に懸命に取り組んできたものの、地域の水産業や観光、商業などは、震災後の人口減少や度重なる自然災害の発生、さらにはコロナ禍による消費低迷や人流抑制が追い打ちをかけ、極めて厳しい経営環境に置かれている。特に、沿岸部の基幹産業である水産業では、不漁・魚種の変化による原材料不足、根強く残る風評や諸外国の日本産食品等への輸入規制等が販路回復の隘路となっている。引き続き経営再建・事業継続に向けた支援を行うとともに、新事業展開や販路開拓等、ビジネスモデルの転換を後押しする必要がある。

2023年春に予定されているALPS処理水の海洋放出については、新たな風評の発生により、これまで積み上げてきた農林水産品、観光をはじめとする東北のブランド価値が毀損し、復興の妨げとなることを強く懸念する声が寄せられている。国は、地域や事業者の声に丁寧に耳を傾け、責任を持って風評対策の徹底、迅速かつ適切な賠償の実現に取り組むべきである。

原子力災害の完全な収束に向けては、原子力発電所の廃炉や除去土壌の処分などの長期的課題が残されており、引き続き、国が前面に立ってその解決に向け、着実に取り組みを進めるべきである。

こうした現状を踏まえ、国においては、第2期復興・創生期間における「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」との理念のもと、以下の要望項目の実現に向けて尽力されたい。

【要望項目一覧】

I. 被災地の創造的復興に向けた取り組みの推進

1. 持続的な経営基盤の構築に向けた取り組み支援
2. 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）処分による風評への対応
3. 先端技術の研究開発拠点の整備・利活用促進

II. 原子力災害の収束に向けた取り組みの推進

1. 着実な廃炉の実現と除去土壌の早期搬出
2. 被害実態に合った原子力損害賠償の着実な履行
3. 企業立地の促進による産業集積・雇用創出

III. 産業・生業の再生

1. 農林水産業の販路回復・拡大支援
2. 風評払拭および諸外国による日本産食品等への輸入規制早期撤廃
3. 観光振興による交流人口拡大
4. 産業の原動力である人材確保への支援
5. 自立に向けた資金繰り円滑化と補助金の継続および運用の弾力化

IV. インフラの整備・利活用促進による創造的復興の実現

1. 道路網の整備促進
2. 鉄道網の整備促進
3. 空港の整備・利用促進ならびに地方路線の維持拡充
4. 港湾等の整備促進

I. 被災地の創造的復興に向けた取り組みの推進

1. 持続的な経営基盤の構築に向けた取り組み支援

発災から11年を迎える現在も、地域に根差した水産業、観光、商業等は、震災からの回復の遅れに加え、コロナ禍の影響を強く受けており、危機的な経営状況に置かれている。

被災地の産業が創造的復興の実現を果たすためには、こうした事業者が震災被害からの原状復旧に留まらず、コロナ禍で顕在化した経営上の課題解決に取り組むことが不可欠である。

国においては、資金繰り等当面の事業継続支援を行うとともに、新事業展開・販路開拓や生産性向上・競争力強化を目的としたデジタル活用支援等、事業者の前向きな挑戦を後押ししたい。

あわせて、円滑な事業承継による地域の事業者の技術やノウハウの継承、雇用の維持・拡大などの支援を通じて、持続的な経営基盤構築の実現を図られたい。

2. 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）処分による風評への対応

創造的復興の実現にあたり、大きな足枷となるのが、ALPS処理水の処分問題である。2021年4月、ALPS処理水を海洋放出するとの基本方針が決定されたが、海洋放出による新たな風評の発生が、水産業や観光への影響はもとより、東北の地域ブランド全体を毀損し、復興の妨げとなることを強く懸念する声が寄せられている。国は、地域の理解を得るため、海洋放出の安全性等について丁寧かつ粘り強い説明をするとともに、国の責任の下、以下の取り組みを実行されたい。

- (1) 定点かつ長期的な海上を含む総合的モニタリングの実施等、科学的根拠に基づいた国内外への正確な情報発信を行うこと。
- (2) 国際原子力機関（IAEA）等関係機関との連携、国際会議における説明等、国際社会に向けた理解醸成を図ること。
- (3) ALPS処理水の海洋放出においては、風評による影響を最大限抑制するよう、徹底した対策を講じること。
- (4) 「風評」は必ず発生するという前提のもと、地域・業種を限定せず支援策を講じるとともに、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、国が前面に立って対処すること。

3. 先端技術の研究開発拠点の整備・利活用促進

現在、東北各地で、先端技術研究、新産業の創出・集積に向けた研究開発拠点の整備、関連産業の立地等が進められている。

復興需要の縮小後も持続的な地域経済を実現するためには、こうした動きを加速化するとともに、各プロジェクトへの地元企業の参画や産学官連携の促進をもたらす以下の取り組みを推進されたい。

- (1) 福島イノベーション・コースト構想の推進

福島イノベーション・コースト構想の下、浜通り地域等へ廃炉やロボット技術に関連する研究開発、エネルギー関連産業の集積等が進められている。同構想につい

ては、地域への経済効果の波及が重要であり、進出企業と地元企業のビジネスマッチング支援、新ビジネス立ち上げ支援、高校等と研究機関が連携した教育・人材育成等の強化により、地域と連携した構想の推進を図られたい。

特に、構想の中核をなす福島ロボットテストフィールドについては、入居の促進・隣接工業団地等への立地支援のほか、産業観光への活用支援等、地域に効果がもたらされるよう支援を講じられたい。

(2) 福島国際研究教育機構の早期整備・運営

国が「創造的復興の中核拠点」と位置づけ、ロボット・農林水産業・エネルギー等の研究分野における新産業創出や人材育成機能を担う「福島国際研究教育機構」について、研究開発基本計画におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、早期の施設整備を図られたい。あわせて、地元企業との連携・参入促進、人材育成等を通じて、地域経済への好影響を最大限もたらすよう運営されたい。

(3) 再生可能エネルギーの活用推進

国は成長戦略の柱として「グリーン社会の実現」を掲げ、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、脱炭素化への取り組みを強力に進めている。

「福島イノベーション・コースト構想」に基づく「福島新エネ社会構想」はじめ、東北における再生可能エネルギーの活用、水素社会実現の加速化に向け、以下の取り組みを推進されたい。

- ①「福島新エネ社会構想」の着実な推進に向けた再生可能エネルギー発電設備や新エネルギー関連工場等関連施設の整備
- ②水素ステーション整備や燃料電池車購入に対する財政支援等水素エネルギー普及拡大の積極的な推進
- ③福島県いわき市における再生可能エネルギー活用に不可欠なバッテリー関連産業を核とした地域活性化の取り組み「いわきバッテリーバレー構想」の推進支援
- ④岩手県久慈市沖における浮体式洋上風力発電の早期導入および再生可能エネルギーの供給に必要な送電網の強化

(4) 国際リニアコライダー（ILC）の誘致

国際リニアコライダーは、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすだけでなく、加速器や測定器をはじめ、多くの先端技術の開発と実用化を促進し、21世紀の科学と技術を大きく前進させるビッグプロジェクトである。

最先端の研究施設誘致を通じた産業集積、雇用創出等によって生み出される経済効果が、東北の地方創生に大きく寄与するものと考えられ、地域から大きな期待が寄せられている。

については、日本誘致に向けた国際協議を本格化させ、北上山地への施設整備及び研究体制が確立されるよう、国主導での積極的な誘致活動を推進されたい。

(5) 次世代放射光施設の利活用

次世代放射光施設の整備によって、エレクトロニクスや医療分野等で世界最先端の研究が可能となり、東北地方における新技術の研究開発や産業集積、雇用創出等を促進し、これらによって生み出される大きな経済効果が創造的復興の一助となる。

については、東北大学青葉山新キャンパスにおける2023年度の運用開始に向けて、東北地域の中小企業の利活用推進に向けた普及啓発への取り組みを着実に推進されたい。

(6) 重粒子線がん治療施設に関する支援

山形大学に整備された重粒子線がん治療施設に関連した、医療ツーリズムの態勢整備、医療関連企業・研究機関、関連施設の育成・誘致支援を講じられたい。あわせて、重粒子線治療を行う専門機関のいわき市への誘致を支援されたい。

(7) 国際的な核融合研究開発の拠点づくりの推進

国際核融合実験炉（ITER）の建設と並行して進められている、むつ小川原開発地区の国際核融合エネルギー研究センターにおける核融合研究開発に携わる研究機関・大学等の誘致促進、国際的な核融合研究開発拠点づくりを推進されたい。

II. 原子力災害の収束に向けた取り組みの推進

1. 着実な廃炉の実現と除去土壤の早期搬出

原発事故の収束は、東北の復興にとって最大の課題である。風評を払拭し不安のない経済活動を推進するうえで、廃炉は必ず実現されなければならないが、最終的な解体・処分には30～40年の長期にわたる工程が必要となる。

また、除染で発生する除去土壤等についても、最終処分に至るまでの長期的な対応が必要となるため、原発事故の収束に向けた以下の取り組みについて、国が前面に立って着実に進めるべきである。

(1) 全世界の英知と技術を結集した廃炉の実現

福島第一原発の廃炉に向けた「中長期ロードマップ」に基づき、最適な廃炉の方法の検討と技術開発を進め廃炉に至る工程を安全かつ着実に進められたい。また、地元企業の廃炉作業参入や廃炉関連産業における受注を促進し、産業の活性化を図られたい。

(2) 中間貯蔵施設の整備促進および除去土壤の仮置場等からの早期搬出

- ①除去土壤の2021年度中の仮置場等から中間貯蔵施設への確実な搬出完了および、2022年度における特定復興再生拠点区域等から中間貯蔵施設への着実な搬出
- ②最終処分場の早期決定、および2045年3月を期限とする中間貯蔵施設から最終処分場への搬出の着実な実施

2. 被害実態に合った原子力損害賠償の着実な履行

東京電力は、2015年の将来分一括損害賠償以降も、原発事故との相当因果関係が認められる損害が継続する場合は適切に賠償するとしているが、一括賠償後の請求に対する支払いは極めて少なく、確認に時間を要している状況にある。国においては、被害の実態に見合った賠償が着実になされるよう、以下について東京電力へ強力に指導されたい。

(1) 賠償の対応に相違が生じることのないよう、東京電力の運用基準や個別事業

に対応した事例を公表・周知するとともに、個別訪問などにより、被害事業者に分かりやすく丁寧に説明させること。

- (2) 相当因果関係の確認にあたっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど手続きの簡素化に取り組み、被害事業者の負担を軽減させること。
- (3) 手続きの事務的・精神的負担の大きさから請求に踏み切れない被害事業者に対し、損害賠償制度のさらなる周知をきめ細やかに行わせること。
- (4) 消滅時効が成立する10年経過後も時効を援用せず、損害賠償請求対応をさせること。

3. 企業立地の促進による産業集積・雇用創出

復興需要の縮小や深刻な人手不足など、福島県内の企業を取り巻く状況は依然として厳しいことから、原子力災害被災地域に留まらず福島県内全域の中小企業・小規模事業者が将来にわたって事業継続できるよう、事業再建をはじめ、新たな販路開拓や新規事業の立ち上げ、人材確保の支援など、自立に向けた取り組みの拡充を図ることが必要不可欠である。

については、沿岸部の津波被災地域および原子力災害被災地域、福島県内全域における企業立地促進により、産業集積や雇用の創出、住民帰還を実現するため、以下の支援策の継続・拡充を図られたい。

- (1) 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」、「ふくしま産業復興企業立地補助金」、「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」等の継続・拡充
- (2) 「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」等の継続・拡充

III. 産業・生業の再生

1. 農林水産業の販路回復・拡大支援

農林水産業の経営基盤強化のためには、東北各地の農林水産品の特性を最大限に生かしたブランド化や、農商工連携、6次産業化等による海外市場展開・国際競争力強化のための経営支援が、今後ますます重要となる。

特に、東北沿岸部の基幹産業である水産業は、漁業や水産加工業、卸・小売業をはじめ幅広い業種から成り立ち、地域経済を支えている。しかしながら、水産事業者は、震災による販路喪失に加え、近年の海洋環境の変化による漁獲量減少や魚種の変化に伴う原材料確保難、さらにコロナ禍等による消費低迷等、極めて厳しい状況に置かれている。農林水産品の販路回復・拡大は、地域経済の基盤強化に不可欠であることから、以下の支援を講じられたい。

- (1) 漁獲量不足に対応するための产学研連携等による内陸型養殖施設整備にかかる支援
- (2) 加工魚種の転換に必要な加工施設等の設備導入、加工技術の習得および商品開発・販路開拓への支援
- (3) 販路の開拓に向けてH A C C P やグローバルG A Pへの対応が必要な事業者を対象とした関連機器導入や設備高度化への支援

- (4) 農林水産品の販路回復・拡大に向けた商談会開催ならびに產品 P Rに対する支援
- (5) 各地商工会議所等が取り組む事業者の商品開発支援、販路開拓のために必要な商社・百貨店等のバイヤー経験者等の専門人材の確保に対する支援
- (6) 三陸水産加工品の統一ブランド構築への取り組みに対する支援

2. 風評払拭および諸外国による日本産食品等への輸入規制早期撤廃

原発事故に伴う風評の影響等により、被災地の農林水産品の販路喪失や価格低迷により事業者の売上が回復せず、福島県では教育旅行受入数が震災前の水準を大きく下回る等、農林水産業や観光業を中心に依然として風評被害が継続している。

また、諸外国による日本産食品等への輸入規制は、国からの働きかけや情報発信等により、昨年9月以降、米国の規制撤廃に続き、2月には台湾でも規制緩和がなされるなど見直しが相次いでいる。現在も主要な輸出先である香港・中国・韓国をはじめ14の国・地域で規制が続いており、規制撤廃に向け、強力な働きかけを引き続き行うべきである。

については、風評払拭ならびに諸外国の輸入規制の早期撤廃、販路の回復・開拓に向けて、以下の取り組みを推進されたい。

- (1) 国内外における放射能と食品の安全性についてのリスクコミュニケーションの推進、科学的根拠に基づく安全性の情報発信の強化
- (2) 主要輸出先である香港・中国・韓国はじめ諸外国の輸入規制早期撤廃に向けた、国際会議等の外交機会を活用した一層の働きかけ強化

3. 観光振興による交流人口拡大

観光は地方創生の柱であり、東北においても創造的復興の牽引役として極めて重要な役割を担っている。しかしながら、コロナ禍によりインバウンドが消滅し、国内需要が長期にわたり低迷していることから、観光関連産業は極めて危機的な状況が続いている。感染状況を踏まえた需要喚起策を講じるとともに、国内観光の再開および将来のインバウンド回復期を見すえ、東北の観光魅力のポテンシャルを最大限に發揮し、観光振興による交流人口拡大につなげられるよう、以下の取り組みを推進されたい。

- (1) 地域の観光マネジメント体制の強化・広域連携への支援
 - ①DMOを核とした地域の観光連携体制の強化、地域における消費拡大と循環型地域経済の実現を図るために行う、各種マーケティングや商品造成、人材育成等に対する総合的な支援
 - ②東北が一体となって継続的にインバウンド回復に取り組むことができるよう、東北観光復興対策交付金に代わる新たな観光支援策の構築
 - ③イン・アウト双方向でのツーウェイツーリズム促進に向けた東北6県におけるパスポート保有率向上に向けた支援
- (2) 観光需要の地方・地域への波及
 - ①地域資源を活用した高付加価値な観光コンテンツ開発への支援
 - ②宿泊施設の改修等、観光拠点の高付加価値化による観光地の再生支援

- ③広域観光を可能とする鉄道駅や空港から観光地までを結ぶ二次交通の拡充支援
 - ④復興ツーリズム推進に向けた、高速道路料金定額制度の実施
 - ⑤防災・震災学習プログラム等による復興ツーリズムなど、教育旅行の誘致に向けた取り組みへの支援
 - ⑥「防災」をテーマとしたMICEやインバウンド誘客ならびに、集客力のあるイベント誘致への取り組みに対する支援
- (3) 観光消費機会の拡大、コンテンツの高付加価値化に資するデジタル技術活用
- ①SNSの活用等、デジタルプロモーションによる地域魅力の訴求力向上支援
 - ②東北の知名度向上・イメージアップを図るための海外への情報発信強化
 - ③デジタルマーケティング推進およびVR・AR等を活用した観光コンテンツ開発支援
 - ④デジタル活用人材の育成・専門人材確保への支援

4. 産業の原動力である人材確保への支援

産業復興・事業再開に向けた施設・設備復旧が着実に進む一方で、多くの業種において人手不足や雇用のミスマッチが深刻な問題となっている。

人手不足が、新たな需要への対応や新規事業展開等の妨げとなる等、復興の大きな足枷となっていることから、デジタル活用やIT機器導入による業務効率化への支援のほか、人材確保に向けた以下の取り組みを推進されたい。

- (1) 本格化する復興まちづくりの推進に不可欠な土木・建設等技術者や製造・物流・サービス業等従事者の確保支援
- (2) 事業復興型雇用創出事業（雇入費助成）について、被災3県以外からの求職者の雇入れの助成対象化
- (3) 若者の地元定住・定着促進に向けた、小中学生への地元企業紹介やインターンシップ事業等新卒者・既卒者の地元就職推進に関する支援
- (4) 首都圏をはじめとする全国の大学・専門学校や東北に再就職を希望する人材への情報発信等を通じた、東北へのUIJターンの推進支援
- (5) 特定技能外国人材の大都市圏への集中回避や地域中小企業の円滑な受け入れに向けた、相談機能の強化・拡充および受入企業と外国人材のマッチング機会の提供
- (6) 雇用が過剰な企業と人材不足の企業の橋渡しを行い、失業なき労働移動を円滑に行う「産業雇用安定センター」の体制拡充と周知拡大

5. 自立に向けた資金繰り円滑化と補助金の継続および運用の弾力化

- (1) 資金繰りの円滑化に対する支援

震災以降、被災地の事業者は様々な支援策を活用しつつ経営再建に取り組んできたが、近年の漁獲量の減少、コロナ禍による消費低迷などの事業環境変化により、事業計画や返済計画の見直しを余儀なくされるなど厳しい経営環境に置かれている。

については、事業者の資金繰り円滑化に向け以下の取り組みを講じられたい。

- ①産業復興機構等の債権買取スキームにおいて発生する債務免除益に対する税法上の特例措置の創設および返済凍結期間の延長
- ②東日本大震災復興緊急保証および東日本大震災復興特別貸付、小規模事業者経営改善資金震災対応特枠（災害マル経）をはじめとする、被災中小企業の円滑な資金調達のための震災保証制度や震災貸付の継続
- ③グループ補助金等の自己資金調達に利用された「高度化スキーム貸付制度」の返済期間延長

（2）補助金の継続および弾力的な運用

被災事業者の復旧、事業再開を後押しした「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」（グループ補助金）については、これまで認定申請を行っていないかった被災事業者の申請が想定される。

また、補助金を活用し導入した施設・設備等の処分制限が、事業転換を図ろうとする事業者の前向きな取り組みの妨げとなっているほか、廃業時においても処分制限がボトルネックとなり、円滑な廃業を妨げているケースもあることから、以下の取り組みを講じられたい。

- ①「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」の継続実施
- ②新たなグループ組成が困難となっている事業者における、既存グループへの追加時の申請要件（事業計画書の再提出等）の簡素化
- ③地域経游の新陳代謝を阻害している、補助金を活用し導入した施設・設備の処分（取り壊し・転用・貸付等）制限の緩和

IV. インフラの整備・利活用促進による創造的復興の実現

震災からの復興はもとより、創造的復興の実現のためには、地域産業の強化やインバウンド・交流人口の拡大等により、東北経游の活性化を進めていくことが極めて重要である。

そのためには、「復興道路・復興支援道路」の一層の利活用促進とその際に必要な関連設備の整備、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消、沿岸部と内陸を結ぶ幹線道路の整備等をはじめ、鉄道・空港・港湾・漁港等の各種インフラが有機的につながる「広域経游交流圏」を構築していく必要がある。

また、あらゆるインフラの老朽化が進む中で、先般、国から日本海溝・千島海溝地震による被害想定が出されたことも記憶に新しく、昨今の激甚化・頻発化する自然災害へ備える国土強靭化への対応も求められる。

については、インフラの整備・利活用による創造的復興の実現に向け、以下の取り組みを推進されたい。

1. 道路網の整備促進

- （1）沿岸部の物流を担う三陸沿岸道路のトイレ・休憩エリア等の施設整備
- （2）高規格幹線道路（高速自動車国道、一般自動車専用道路等）・地域高規格道路

の整備促進

(3) 一般国道事業の整備促進

2. 鉄道網の整備促進

鉄道網の整備は、観光誘客・人流回復、域外需要の獲得による復興の後押しにおいて必要不可欠である。

については、国的基本計画に掲げられた東北エリアにつながる新幹線路線の整備促進、震災後の自然災害等により不通となっている鉄道路線の復旧等を急がれたい。

- ・東北・北海道新幹線「新函館北斗・札幌」間の早期整備促進
- ・山形新幹線の庄内延伸
- ・奥羽新幹線（福島市-秋田市間）の整備実現
- ・羽越新幹線（富山市-青森市間）の整備実現
- ・秋田新幹線「新仙岩トンネル」の早期実現
- ・JR只見線の早期全線復旧

3. 空港の整備・利用促進ならびに地方路線の維持拡充

- (1) 東北の各空港の既存路線の維持と航空需要喚起に向けた支援ならびに運休路線の一日も早い再開に向けた取り組みの推進
- (2) コロナ禍収束のステージに応じた、ビジネス目的の渡航者向けPCRセンターの東北地方への設置やビジネストラック協議対象国の拡大
- (3) コロナ禍の収束後を見据えた各種プロモーション活動の支援ならびに新規定期路線の開設に向けた支援および空港機能の拡充による利便性向上

4. 港湾等の整備促進

- (1) 各港湾における災害等緊急時の物流機能確保に向けた連携体制の強化および、機能強化に向けた防波堤、耐震強化岸壁等の整備推進
- (2) クルーズ船受入環境（ふ頭の係留施設やソフト面）の整備に対する支援の継続・拡充およびクルーズ船の大型化に対応可能な水深の確保
- (3) 船と鉄道を組み合わせてロシア、欧州および北東アジアとの貿易促進を図る「環日本海シー&レール構想」の実現に向け、秋田・ロシア航路の開設をはじめ、貨物輸送の高速・効率化を図るインフラ整備や、港湾の整備促進など、荷主が利用しやすい輸送システム作りのための支援

以上

岩手大學 活動紹介

(資料2－②)

岩手大学

三陸復興・地域創生推進の主な取組



岩手大学研究支援・产学連携センター（令和2年10月発足）

特徴

- ①研究・产学連携・地域創生担当理事が自ら統括するセンター（経営陣が自ら具現化を担う）
- ②研究支援から产学連携・地域創生までのワンストップ窓口
(研究推進機構と三陸復興・地域創生推進機構を統合することで生まれたメリット)
- ③機動性と安定性の両面を取り入れた組織体制
(固定スタッフが必要な業務によってはユニット制を導入し、業務の安定化を図る。)

役員会、経営協議会

大学運営方針決定（中期目標・中間計画、ビジョン2030など）

理事（研究・产学連携・地域創生担当）

||

研究支援・産学センター長

大学運営方針を理事自ら先頭に立ち具現化

研究及び地域貢献で岩手大学に特色を創るセンター

業務

- I 研究戦略の企画立案の支援
- II 研究、产学連携及び地域連携の支援
- III 法令に定めのある研究活動の管理（研究倫理・生命倫理、輸出管理など）
- IV 研究用施設、設備及び分析機器の管理運用
- V 知的財産の管理及び活用
- VI 大学発ベンチャーの創出と育成
- VII 盛岡市産学官連携研究センターの管理運営
- VIII その他必要な業務

構成

センター長、副センター長、専任教員、特任教員、特任研究員、特任専門職員、兼任職員、センター職員

ユニット＆チーム

URAユニット

研究IR、プレアワード、
ポストアワード担当

岩手大学の強み・特色となる学術研究や異文化融合研究等を推進するため、科学研究費助成事業の獲得及び産学官連携に係る総合的な研究支援を行います。

研究基盤管理 機器分析ユニット

分析機器管理・活用担当

動物実験管理、遺伝子組換え生物等実験管理、病原体等管理及び安全保障輸出管理等の研究基盤の管理、分析機器の活用による研究支援及び分析機器の外部利用支援等を行います。

知財ユニット

知財管理・活用担当

知的財産の管理・活用等を行います。

復興・地域創生ユニット

三陸復興・地域創生担当

地域創生モデル構築事業支援や復興庁「心の復興事業」による地域コミュニティへの支援等を行います。

产学連携チーム

产学連携推進担当

民間企業や自治体等と岩手大学を結ぶ窓口として、産学官連携の推進、金融機関を含む産学官民金ネットワークの構築、学内研究シーズと地域のニーズとのマッチングなどをしています。

三陸地域での活動事例) 釜石市との連携

岩手大学釜石キャンパスの整備

平成29年、農学部に食料生産環境学科水産システム学コース、大学院総合科学研究科地域創生専攻には地域産業コース水産革新プログラムが新設され、学生が釜石市に配属されることから、釜石市内の復興拠点である「釜石サテライト」を教育研究拠点としての「**釜石キャンパス**」に改組。

さらに令和元年5月には、釜石市と岩手県の支援により、総合教育研究棟（水産系）が完成。

- ▶ 令和3年度は**24名の学生**が釜石市に在住し、水産分野の研究や、地域との連携などに取り組んでいます。



釜石市ふるさと寄附金（ふるさと納税）の活用①

ふるさと納税制度を活用し、釜石キャンパスの教育研究活動を支援。

令和2年度に釜石市の「釜石ふるさと寄附金」のメニューに、岩手大学と釜石市との連携事業に関する寄附項目を新たに追加いただき、同年10月から、岩手大学と釜石市の連携の一層の推進を図ることを目的に、ふるさと納税制度を活用した教育研究活動支援事業を開始しました。

寄付金の使途

海洋・水産分野の研究活動と、
人材育成の取り組みの更なる推進

1. 学生が取り組む地域貢献活動

- ・漁師さんとドンコ研究の大学院生の出前事業
(対象：釜石小学校6年生)
- ・定置網見学＆鮓作りツアー
(対象：一般市民)
- ・釜石シーウェイブスの選手と釣りで交流しよう！
(対象：一般市民)



2. 釜石湾でのサクラマス養殖試験開始

近年、漁獲量が減少する中、魚類養殖事業に注目が集まっており、県内の複数の地域で事業化可能性検証のための試験事業が開始されています。

岩手大学、釜石市、民間企業などが連携し、令和2年度から海面でのサクラマス養殖試験を開始しました。直径20メートルの生け簀の中で育ったサクラマスは**令和3年6月に初水揚げ**を迎えました。（生産量は約13トン）

新たな水産資源としての安定供給やブランド化を目指します。



いわて連携復興センター 活動紹介

(資料2－③)

令和3年度に実施した主な復興への取り組み/特定非営利活動法人いわて連携復興センター

令和4年3月24日 新しい東北官民連携推進協議会運営委員会

○次のフェーズに向けた岩手県内の体制構築の為のCDN事業

「被災者・被災地の課題解決を図るコーディネート」「岩手県内の支援体制構築・強化」「被災地の現状とノウハウを全国へ発信」の3を軸とした取り組みを、岩手県沿岸部で活動する中間支援N P O等と協働で行いました。

○被災者の主体性醸成による地域コミュニティ支援事業

被災者の心の復興に資する取り組みを行うもので、主に災害公営住宅の自治会向けのコミュニティ形成支援を行う事業です。今年度も岩手大学の船戸義和特任助教とともに、岩手・宮城の両県にて、自治会及び支援者の交流事業や、防災訓練等を絡めたコミュニティ形成支援を実施しました。

○JCN地域コーディネート推進事業

東北の課題を全国につなぎ、ともに考える事業です。具体的には、3.11の今がわかる会議（東京・東海・九州）の登壇者調整や現地運営、3.11ユースダイヤログの登壇者調整や現地運営等を行いました。

○令和3年度NPO等による復興支援事業 県内NPO法人と県外企業との交流会 (オンライン交流会)

持続的な復興支援活動や地域課題解決に向けた取り組みが行われることを目指し、岩手県内で復興支援活動を行うNPOと、岩手県内外の企業とのマッチング交流会を開催しました。1月27日にオンラインで開催し、約30社のご参加をいただきました。

信金中央金庫 活動紹介

(資料2－④)

2022年1月7日

「S C B ふるさと応援団」寄附対象事業の決定について(2021年度分)

信金中央金庫（理事長：柴田弘之、以下「信金中金」という。）は、地域創生推進スキーム「S C B ふるさと応援団」において、2021年度に全国93事業（94信用金庫・92地方公共団体）に対し、合計922百万円の寄附を行うことを決定いたしました（寄附対象事業は別紙のとおり）。これにより、寄附合計は全国196事業、1,940百万円となっております。

地域創生推進スキーム「S C B ふるさと応援団」とは、創立70周年を記念し、2020年度から2022年度までの3年間を実施期間として、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、信金中金が企業版ふるさと納税等を活用した寄附を行うことにより、地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を信用金庫とともに応援し、もって、地域経済社会の発展に貢献することを目的として創設されたものです。

なお、初年度となる2020年度では、地元信用金庫の推薦を得た多くの地方公共団体から応募があり、学識経験者等で構成する審査会を経て、全国103事業（105信用金庫・100地方公共団体）に対し、合計1,018百万円の寄附を実施しております。これを受けまして、当初1,000百万円としていた寄附金総額を2,400百万円に再設定しております。

信金中金といしましては、このような取組みを通じて、地域に根差した存在である信用金庫と地方公共団体とのリレーションを更に強化することで、地域創生に向けた取組みを加速させ、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けている地域経済の活性化およびSDGsの達成を応援してまいります。

【寄附対象事業等】

	2020年度	2021年度	合計
事業数	103	93	196
信用金庫数	105	94	199
地方公共団体数	100	92	189
寄附金額（百万円）	1,018	922	1,940

※詳細については別紙を参照願います。

〔本件に関するお問い合わせ先〕

信金中央金庫 IR広報室 TEL 03(5202)7700

【創立70周年記念事業】地域創生推進スキーム「S C B ふるさと応援団」
寄附対象事業一覧（2021年度）

No	寄附対象 地方公共団体	推薦信用金庫	寄附対象事業名
1	北海道	北海道	しりべし産ワインを核とした地域ブランド力向上プロジェクト
2	伊達市	伊達	だてシティプロモーション推進事業～定住人口・関係人口・地域産業の伸展に向けた取組～
3	深川市	北空知	「北のスポーツ都市ふかがわ」によるスポーツを核とした地域活性化プロジェクト
4	江差町	道南うみ街	豊かな前浜づくりプロジェクト（略称：ハマプロ）～つくり・育てる漁業を核とした地域経済の好循環の実現を目指して～
5	旭川市	旭川	デザイン力向上による持続可能な都市創造プロジェクト
6	稚内市	稚内	ふるさとに学ぶ産業教育事業
7	留萌市	留萌	人口減少に向けた教育を基軸とした地域振興プロジェクト
8	弘前市	東奥	地元生産品の販路拡大・販売促進事業
9	新庄市	新庄	城下町新庄周遊促進プロジェクト
10	一関市	一関	地域づくりモデル事業交付金事業
11	北上市	北上	展望地桜並木長寿命化事業
12	仙台市	宮城第一	地元中小事業者の域内外への販路開拓・商品拡大支援事業
13	石巻市	石巻	石巻市複合文化施設開館記念事業及び博物館展示事業
14	白石市	仙南	歴史的建造物を活用したまちづくり事業
15	会津若松市	会津	会津若松市まち・ひと・しごと創生推進計画（スーパーシティ構想の実現）
16	郡山市	郡山	「カーボンニュートラルシティこおりやま」の実現に向けた将来世代に繋ぐ持続可能なまちづくり
17	いわき市	ひまわり	いわき地域中小企業等SDGs推進支援事業
18	桐生市	桐生	集客力の高い桐生が岡公園と重伝建地区の魅力向上によるまちなかの賑わい創出事業
19	沼田市	利根郡	ALL沼田で創業支援～起業のまち「沼田」を目指して～
20	渋川市	北群馬	渋川市移住定住促進間連事業
21	栃木市	栃木	渡良瀬サイクルパーク事業（自転車をスポーツとして楽しみ、健康増進と交流人口増加による地域活性化事業）
22	大田原市	大田原	子育て世代が働きやすくなるまちづくり推進プロジェクト
23	那須烏山市	烏山	チャレンジショップ那須烏山整備・運営事業
24	熊谷市	埼玉県	熊谷街なか活力・再生事業
25	千葉市	千葉	クラウドファンディング／フードシェアリングサービス普及促進・活用支援事業 ～シェアリングエコノミーによる地域課題解決の支援とSDGsの推進～
26	香取市	佐原	農畜産物の付加価値による新たな6次産業化推進事業
27	小田原市	さがみ	小田原で働いてみた～ポストコロナ時代における新しい働き方を小田原で創造～新しい働き方環境整備推進事業
28	秦野市	中栄	はだの魅力づくり推進事業
29	大田区	さわやか	「OTA NICE ONE STOP SERVICE PROJECT」
30	中央区	東京シティ	地場産業等活性化支援事業
31	中野区	西武	中野ミューラルプロジェクト 2022-2023
32	世田谷区	昭和	世田谷区農福連携事業
33	目黒区	目黒	目黒区創業者インキュベーションオフィス利用促進事業
34	北区	城北	「しぶさわくん」を活用した渋沢栄一のテーマパーク王子飛鳥山を「持続・確立・発展」させるプロジェクト
35	豊島区	巣鴨	としまビジネスサポートセンターにおける創業・販路拡大支援事業

【創立70周年記念事業】地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」
寄附対象事業一覧（2021年度）

No	寄附対象 地方公共団体	推薦信用金庫	寄附対象事業名
36	立川市	多摩	ボストコロナを見据えたSDGsの推進～成果運動型委託契約方式の活用による健康寿命の延伸～
37	三条市	三条	「ものづくりのまち」の未来を担う児童生徒の科学的思考力と創造力を育成する科学教育センター設立事業
38	妙高市	新井	妙高市妙高型ワーケーション推進事業（関係人口創出・拡大事業）
39	甲府市	甲府	（仮称）甲府市・小江戸甲府 城下町整備事業
		山梨	2つの国宝がつなぐ 世界水準の歴史観光エリアづくり推進事業
40	松本市	松本	上田市
41	上田市	上田	地方と都市をつなぐ地域創生プラットフォーム創造事業
42	魚津市	にいかわ	片貝川流域水循環遺産活用事業
43	永見市	永見伏木	第2期永見市まち・ひと・しごと創生推進事業（働きたい街をかなえる事業）
44	南砺市	砺波	土穂で筋ぐ、持続可能なSDGs未来都市「南砺」実現事業
45	福井市	福井	中心市街地賑わいづくり事業
46	敦賀市	敦賀	さまざまな世代が楽しみながら健康づくりができる「多世代型ウェルネス広場整備事業」
47	大野市	越前	「健幸（けんこう）で自分らしく暮らせるまち」を目指して！歩くことから始める健康づくりプロジェクト
48	静岡市	しづおか焼津	中小企業の持続的な成長促進実現のための高度人材活用及びDX推進による地域活性化事業
49	静岡市	静清	オクシズ漆の里構想事業
50	湖西市	遠州	湖西市制50周年記念事業を機契としたDX化基盤整備による地域商店活性化事業
51	大垣市	大垣西濃	大垣市まち・ひと・しごと創生推進計画（中小企業者チャレンジ応援プロジェクト）
52	多治見市	東濃	共につくる。まるごと元気！多治見～民間活力支援と美濃慎文化によるにぎわいと活力のあるまちづくり事業～
53	岡崎市	岡崎	郷土の偉人 德川家康公に学ぶ人材育成事業
54	瀬戸市	瀬戸	旧山繁商店の保存・活用による歴史・文化を核とした新たなまちづくり
55	豊川市	豊川	とよかわブランド推進事業
56	豊田市	豊田	外部人材マッチング活用による中小企業経営活性化プロジェクト
57	一宮市	尾西	一宮市まちなかウォーカブル推進事業
58	清須市	中日	中小事業者の稼ぐ力創生と稼ぐ力を高めるための観光・産業活性化プロジェクト
59	桑名市	桑名三重	ゼロカーボンシティの実現に向けて～多度山グリーン好循環創出事業～
60	東近江市	湖東	ボストコロナに向けた中心市街地活性化事業「新たな人の流れを創り「にぎわい再生へ」」
61	京都府	京都	「子育て、子育ちにやさしい」京都創生プロジェクト事業
62	大阪府	大阪シティ	中小企業 SDGs対応プランディング支援事業
63	豊中市	北おおさか	「音楽あふれるまち豊中」の推進
64	大和郡山市	奈良	大和郡山リノベーションまちづくり事業
65	田原本町	奈良中央	コミュニケーションFMラジオ事業
66	新宮市	新宮	新宮市自転車活用推進事業
67	神戸市	神戸	神戸スタートアップ・エコシステム構築事業
68	姫路市	播州	ウィズコロナ時代のニューノーマルな雇用促進パッケージプラン
69	豊岡市	但馬	アフターコロナを見据えた経済活性化事業～移住定住支援、創業・第二創業支援、事業承継支援を三位一体として取組む～
70	宍粟市	西兵庫	豊富な自然資源を生かしたアウトドアの推進による交流人口増加に向けた環境整備事業

【創立70周年記念事業】地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」
寄附対象事業一覧（2021年度）

No	寄附対象 地方公共団体	推薦信用金庫	寄附対象事業名
71	加古川市	但馬	JR加古川駅周辺から加古川河川敷を一本とした「にぎわい」創出プロジェクト
72	鳥取市	鳥取	街なか居住推進事業
73	米子市	米子	皆生温泉人材発掘・育成・情報発信事業「かいけラボ」
74	松江市	しまね	文化力体験創出次世代育成事業
75	備前市	備前日生	『インクルーシブ』タイプの複合遊具を核とした、子どもたちの「遊びたい」を叶える拠点の形成
76	吳市	吳	地域産業の発展・チャレンジ環境の整備事業
77	三原市	しまなみ	若年層へのまち・ひと・しごとづくりによる市内定住・UIJターン推進プロジェクト
78	庄原市	庄原みどり	キャッシュレスカード「な・み・か」「ほ・ろ・か」による地域経済循環事業～児童の見守り機能拡充とポイント付与による地域内経済の活性化～
79	山口市	萩山口	次世代へつなぐ商店街づくり加速化プロジェクト
80	下関市	西中国	下関地域商社の自走と市内中小企業者の海外展開
81	東かがわ市	高松	東かがわの魅力を高めるプロジェクト
82	宇和島市	宇和島	駆除開拓×観光誘客事業
83	須崎市	高知	須崎市海のまちプロジェクト推進事業
84	福岡市	福岡	音楽都市振興事業
85	田川市	田川	空き店舗活用補助制度を拡充しての創業・起業の創出
86	大川市	大川	大川ブランドEO市場開拓支援事業
87	水巻町	遠賀	産学官民で実現する『JR東水巻駅周辺地域みらい創造事業（仮称）』
88	武雄市	九州ひぜん	武雄市新球場整備を契機とした人と人との交流が生まれ、心がつながるまちをつくる事業
89	諫早市	たちばな	諫早市まち・ひと・しごと創生推進事業
90	別府市	大分みらい	別府の「みらい」を創造する事業創出支援プロジェクト
91	延岡市	延岡	創業者にやさしいまち！地域の未来を描く新たな事業者応援プロジェクト
92	新富町	高鍋	女性アスリートによる地域活性化事業（新富町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業）
93	奄美市	奄美大島	奄美の動物たちを交通事故から守ろうプロジェクト

※以下の点にご留意願います。

- ・地方公共団体において、複数の信用金庫から共同で推薦を受ける場合があるため、事業数・借用金庫数は一致しません。
- ・地方公共団体において、個別の事業ごとに複数の信用金庫から推薦を受ける場合があるため、事業数・地方公共団体数は一致せず、また、地方公共団体数は、2020年度・2021年度の純額累計になります。

2022年2月10日

企業版ふるさと納税に係る大臣表彰の受賞について

信金中央金庫（理事長：柴田弘之、以下「信金中金」という。）は、地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団^{※1}」の取組みが評価され、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）より、金融機関としては唯一、「令和3年度 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る大臣表彰^{※2}」を受賞しました。

【オンライン表彰式の様子】


※ 左から内閣府特命担当大臣 野田聖子氏、信金中金 理事長 柴田弘之

内閣府では、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用促進を図ることを目的に、平成30年度から毎年度、本制度の活用において、特に顕著な功績を上げ、他の模範となると認められる活動を行った企業や地方公共団体に対し表彰を実施しております。今般、信用金庫業界が地方公共団体と一緒に進める地域活性化に向けた取組みなどが評価され、受賞に至りました。

信金中金といたしましては、このような取組みを通じて、全国の信用金庫とともに、地域創生に向けた取組みを加速させ、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けている地域経済の活性化およびSDGsの達成に貢献してまいります。

(参考 ニュースリリース)

※1 【創立70周年記念事業】地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」の創設について
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/8421/announcement/60131/00.pdf>

※2 令和3年度「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る大臣表彰」受賞者決定
https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/dai4kai_kettei.pdf

[本件に関するお問い合わせ先]

信金中央金庫 I R 広報室 TEL 03(5202)7700

2020年8月4日

各 位

信金中央金庫

【創立70周年記念事業】
地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」の創設について

信金中央金庫（理事長：柴田弘之、以下「信金中金」という。）は、創立70周年記念事業として、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の仕組み等を活用した地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」（以下「本スキーム」という。）を寄附金総額10億円にて創設いたしました。

本スキームは、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、信金中金が企業版ふるさと納税等を活用した寄附を行うことにより、地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を信用金庫とともに応援し、もって、地域経済社会の発展に貢献することを目的としております。

このような取組みを通じて、信用金庫が地域の中核的な存在として、地元の地方公共団体とのリレーションを強化し、地域創生に向けた取組みを加速させるとともに、新型コロナウイルス感染症により疲弊している地域経済を支援してまいります。

信金中金といたしましては、今後も引き続き、持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めてまいります。

[本スキームの概要等]

名 称	SCBふるさと応援団
寄 附 金 総 額	1,000百万円（予定）
寄 附 金 額	1事業当たり10百万円以内
実 施 期 間	2020年度より2022年度まで（3年間）
対 象 事 業	原則として、信用金庫の本店所在地の地方公共団体が行う地域創生事業
寄 附 事 業 の 選 定 方 法	信金中金は、地方公共団体の申請書および信用金庫の推薦書を受付後、学識経験者等で構成する審査会を開催し、対象事業を選定

本件に関するお問い合わせ先

信金中央金庫 I R 広報室
 TEL 03(5202)7700



石巻発、寄付車でつくるやさしい未来

日本カーシェアリング協会

Japan Car Sharing Association

日本カーシェアリング協会は、寄付で集めた車を使った
「支え合いの仕組み」を作る非営利組織です。

寄付車を使った3つの
活動を通してその仕組
み作りを進めています。

地域コミュニティで車をシェアし、地域を元
気するサークル活動です。東日本大震災の後、
石巻市の仮設住宅で始まったこの活動は今、
全国に広がっています。



車を貸すことによって、車がないことで困っ
ている人や団体、地域を助けたり、元気にす
るレンタカーとカーリースです。

災害時に車を集めるための 「災害時返却カーリース」

災害が起れば10日以内に返却することが条件の低価格の
カーリース。返却された車は被災地に運ばれ、被災された方
や支援団体に無償で貸し出されます。災害時に被災地で
活用するための車を集めための取り組みです。

月額 10,000 円（税別）

車検代・自動車税込み 契約手数料なし
軽自動車 契約期間 1年



月額 15,000 円（税別）

車検代・自動車税込み 契約手数料別途必要
軽自動車 契約期間 1年



車の寄付募集しています。（活動できない車もOK）

私たちはお預用できるお車だけではなく、もう動かせない車にしても
使う前の寄付も募りています。状態の良いお車は最大限、現地で
活用し、動かしきづが難しいお車は無償で引き受けリサイクルさせ
ていただくことで寄付金として活用させていただきます。



一般社団法人
日本カーシェアリング協会

Japan Car Sharing Association
〒960-0813
宮城県石巻市駅前北通り1丁目5-25
TEL: 0225-22-1453
FAX: 0225-24-8601
MAIL: info@japan-csa.org
HP: https://japan-csa.org

TEL: 0225-22-1453

FAX: 0225-24-8601
MAIL: info@japan-csa.org
HP: https://japan-csa.org

S C B
SHINKIN
CENTRAL
BANK

地域調査情報

2021-1

(2021. 6. 16)



信金中央金庫
SCB 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <https://www.scbri.jp>

平時と災害時における地域の支え合いの仕組みづくりをサポート

～ 宮城県石巻発 一般社団法人日本カーシェアリング協会の取組み ～

目次

はじめに

1. カーシェアリング業界の動向
2. 一般社団法人日本カーシェアリング協会の概要
3. 主な事業内容
4. 地方自治体および信用金庫等との連携事例
5. 最近のトピックス
6. 一般社団法人日本カーシェアリング協会 吉澤代表理事より
おわりに

はじめに

本中金では、東日本大震災発生直後より、全国の信用金庫の支援、協力のもとで被災地の復旧・復興に資するための各種施策に取り組んできた。

その一環として、2011年より復興支援関連預金を取り扱い、募集総額の一部を被災地での活動に寄附する取組みを開始したが、寄附にとどまらないもう一步踏み込んだ支援の必要性を感じた。

そこで、東日本大震災により被災した地域の復興のために、「地域の絆」を繋ぐ民間非営利組織が行う草の根の日常生活の再建や地域コミュニティ・文化の再活動等を応援するため、被災者の心のケアと被災者一人ひとりの日常生活の再検討に積極的に取り組んでいた認定特定非営利活動法人日本NPOセンターと連携し、2014年9月に『「しんきんの絆』復興応援プロジェクト』（以下「絆PJ」という。）を創設した。

「絆PJ」においては、2015年4月から2018年3月までの期間に全5回・111事業・95団体への助成を実施している（助成総額3億6,035万円）。

また、その後、「絆PJ」の経費残金等を活用したフォローアップ助成として、2019年4月末に「絆PJ」で助成した団体のうち、21団体に対して総額1,686万円を助成した。

法人・個人どなたでも

普段は安く自由に
お使いいただけます。

普段の車が、災害時は支援車に！

災害時返却カーリース

月額 10,000円 (税別)

車検代・自動車税込、契約手数料なし
軽自動車、契約期間1年

「災害時、被災地に車が足りなくなる状況をなんとかしたい」

私たちは、災害時に寄付で車を集めて無料で貸し出す支援活動を行っています。

災害時に車ができるだけ早く集めるために、

災害が起こった時に車をお返しいただく約束のカーリースを始めます。

条件は？

災害の時、10日以内に返却できる方

- ・災害発生後、当協会から要請があった場合、10日以内に車を返却いただきます。契約は終了となります。
- ※ご利用の地域が被災された場合
- ・契約は1年単位です。当協会からの要請に基づいた途中解約は、解約月までお支払いいただきます。
- ・法人、個人を問わず契約可能です。審査があります。
- ・任意自動車保険は借主にて加入いただきます。
- ・リース中の維持費や修理代等は借主負担です。事故等により廃車となった場合は途中解約となり違約金が発生します。
- ・全車禁煙です。
- ・日ごろから点検を行うなど、大切にお使いください。

お申込み・お問い合わせ

※メールまたは電話でご連絡ください。

一般社団法人日本カーシェアリング協会

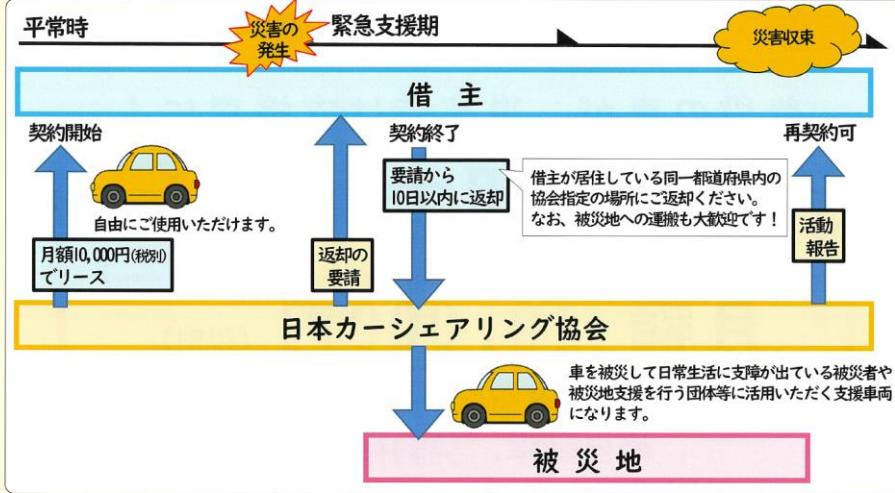
E-mail : info@japan-csa.org TEL : 0225-22-1453 FAX : 0225-24-8601
〒986-0813 石巻市駅前北通り一丁目5番23号 WEB : <https://japan-csa.org/>



石巻駅、寄付車でつくらやさいの未来
日本カーシェアリング協会
Japan Car Sharing Association



災害時返却カーリースの被災地支援イメージ



Q 収却の要請はどんな時にあるの？

地震や水害等の災害が起きた際に車が必要な状況と当協会が判断した際、車の返却を要請をさせていただきます。現場から近い借主から要請を行いますが、被災地で車が不足している場合は遠方の借主にも要請させていただきます。

Q 車の名義はどうなるの？

契約に際し、名義変更を行います。所有者は当協会ですが、使用者は借主となります。

Q 車の修理はどうするの？

車の修理やメンテナンスは、借主の負担で適宜行ってください（指定の工場はありません）。なお、車検は当協会の負担で行います。

Q どこで借りられるの？

当協会がこれまで災害対応を行った以下の地域の拠点で手続きできます。詳しい場所は変更の可能性もあるため、まずはご相談ください。

拠点：宮城県石巻市、宮城県丸森町、福島県福島市・福島県いわき市、佐賀県武雄市

Q 車にステッカーは掲示できるの？

法人の場合、社名入りステッカーを車体に貼り付けます（ステッカー代別途5,000円）。不要な場合はお申し付けください。また、ご希望に応じて契約時に協会の取組についての社員向け説明会を無料で行います。

Q 自治体でも借りられるの？

借りられます。連携する自治体がそれぞれ導入すると、災害時に本リース導入自治体から被災した自治体に支援車両を集められるなど、スムーズな復旧につなげることができます。尚、管轄する地域が被災し、関係業界で使用する場合、車を返却する必要はありません。

Q 途中解約できないの？

1年契約ですので、更新日のある月に解約できます。途中解約は、違約金が発生します。

Q 要請を受けてから10日以内に車を返却できない場合はどうなるの？

返却を前提とした契約ですので、違約金が発生します。

Q 収却した車はどういった支援活動に使われるの？

当協会が行う被災地での支援活動で使用します。車を失った被災者の方、活動に車が必要な支援機関等へ車を一定期間無料で貸し出す活動です。車を失った被災者は、片付けも買い物も行政手続きも難しくなり、途方に暮れ困ります。また、支援団体も車が足りないと活動が制限されます。このように災害が起こるといつも車が不足して困っている被災地にいち早く届けられる車を全国に配備する、それがこのカーリースの目的です。